

志摩広域消防組合測量・建設コンサルタント等業務発注基準

平成26年12月1日

志摩広域消防組合における測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札にかかる発注については、別表「業種別発注基準」のとおりとします。

【定義】

1. 地域要件

- ・市内業者：志摩広域消防組合管内に本社、本店を有する業者。
- ・準市内業者：本社又は本店が志摩広域消防組合管外にあるが、志摩広域消防組合管内に支社、支店又は営業所等を有する業者。
- ・県内業者
県内本店：三重県内に本社、本店を有する業者。
県内支店：三重県内に支社、支店又は営業所等を有する業者。
- ・県外業者：三重県外に本社、本店、支社、支店又は営業所等を有する業者。

2. 技術者要件(配置予定技術者)

- ・「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び総括等を行うもので、設計業務等委託契約約款第10条第1項、あるいは、建築設計業務委託契約約款第15条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
- ・「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、設計業務等委託契約約款第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
- ・「技術士」とは、「技術士法」に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した者。
- ・「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規程第3条第1項ロに基づき国土交通大臣が建設コンサルタント登録に必要な技術管理者として認定した者。
- ・「RCCM」とは、(社)建設コンサルタンツ協会の定款第4条第1項第6号に基づくRCCM資格制度施行規程第4条の資格試験に合格し、第8条の登録をした者。

【共通事項】

1. 新規に志摩広域消防組合を構成する市又は町の競争入札資格者名簿に登録された者(志摩広域消防組合管内へ本店を変更した場合や希望業種・部門の追加も含む。)については、登録日の翌月1日以降の発注分から入札に参加できるものとする。

〔例〕 6/1～6/30 受付⇒7/1 名簿登録(毎月1日に実施)⇒8/1～入札参加

2. 管理技術者と照査技術者は兼ねることができません。
3. 管理技術者及び照査技術者は、受注者と3か月以上の恒常的な雇用関係にあるものとし

ます。

4. 志摩広域消防組合発注業務において、技術者は3本まで兼務することが可能です。

【業種別発注基準】

1. 業種別の発注基準については、次に定める基準を目安とします。ただし、業務の内容、性質又はその他特別な事業等で発注基準により難しい場合は、その都度、入札方法、発注基準等を設定します。

<業種別発注基準>

【測量】

測量法による登録業者であること。

予定価格	地域要件	技術者要件		事務所要件	その他
		管理技術者	現場代理人		
1,000 万円未満	市内・準市内業者	測量士	—	営業所毎に測量士を1名以上有する事務所	—

※1,000 万円以上の案件及び業務内容・難易度等により当該発注基準により難しい場合は、入札方法、発注基準等を入札審査会に諮り発注することとします。

【建築関係業務】

建築士法による登録業者であること。

予定価格	地域要件	技術者要件		事務所要件	その他
		管理技術者			
2,000 万円以上	JV 代表者：県内業者 JV 構成員：市内業者	1 級建築士		JV 代表者：1 級建築士を5名以上有する建築士事務所	市内業者を構成員に加えた JV を基本とする。
1,000 万円以上 2,000 万円未満	JV 代表者：県内本店 JV 構成員：市内業者			JV 代表者：1 級建築士を3名以上有する建築士事務所	
1,000 万円未満	市内業者			1 級建築士を1名以上有する建築士事務所	単体発注を基本とする。

※「建築士事務所」・・・ 建築士法第 23 条第 1 項に定める事務所

※業務内容・難易度等により当該発注基準により難しい場合は、入札方法、発注基準等を入札審査会に諮り発注することとします。

【建設関係業務】

建設コンサルタント登録規程による部門登録がある業者であること。

予定価格	地域要件	技術者要件		事務所要件	その他
		管理技術者	照査技術者		
500万円未満	県内業者	技術士・技術管理者・RCCMのうちいずれか(部門指定)	技術士・技術管理者・RCCMのうちいずれか(部門を問わない)	—	—

※500万円以上の案件及び業務内容・難易度等により当該発注基準により難しい場合は、入札方法、発注基準等を入札審査会に諮り発注することとします。

【水道工事関係】

建設コンサルタント登録規程「上水道及び工業用水道部門」に登録がある業者であること。

予定価格	地域要件	技術者要件		事務所要件	その他
		管理技術者	照査技術者		
300万円以上	県内業者	技術士(部門指定)	技術士・技術管理者・RCCMのうちいずれか(部門指定)	技術士を3名以上有する事務所(部門指定)	—
300万円未満		技術士・技術管理者・RCCMのうちいずれか(部門指定)		技術士を2名以上有する事務所(部門指定)	

※業務内容・難易度等により当該発注基準により難しい場合は、入札方法、発注基準等を入札審査会に諮り発注することとします。

【地質調査】

地質調査業者登録規程による登録がある業者であること。

予定価格	地域要件	技術者要件		事務所要件	その他
		管理技術者	現場代理人		
300万円以上	県内業者	地質調査技 士又は 現場管理者	—	地質調査技士又 は現場管理者を 3名以上有する 事務所	コンサルタ ント業務を 除く
300万円未満				地質調査技士又 は現場管理者を 2名以上有する 事務所	

※業務内容・難易度等により当該発注基準により難しい場合は、入札方法、発注基準等を入札審査会に諮り発注することとします。

※「地質調査技士」(社) 全国地質調査業協会連合会の認定をうけた者。

※「現場管理者」地質調査業者登録規程に基づき登録された者。